

令和5年度冬期豚熱経口ワクチン空中散布業務委託仕様書

この仕様書は、静岡県豚熱経口ワクチン対策協議会（以下「甲」という。）が実施する豚熱経口ワクチン（以下「経口ワクチン」という。）の空中散布業務（以下「委託業務」という。）を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定める。

なお、本仕様書において、空中散布とは「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」（平成31年3月6日付け30消安第5881号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づく航空機を用いた空中からの経口ワクチン散布を指す。

1 目的

人が容易にアクセスできず、手作業による経口ワクチン散布が困難又は効率的ではない山岳地帯等において、イノシシに効果的に抗体を付与することで野生イノシシによる豚熱の感染拡大を防止するため、「C S F 野生イノシシ経口ワクチン散布 空中散布の準備と実施の手引き（令和2年7月9日付け2消安第1691号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」（以下「手引き」という。）及び「静岡県豚熱経口ワクチン野外散布実施計画」に基づき、豚熱経口ワクチン空中散布を実施する。

2 委託業務地域

（1）経口ワクチンの空中散布地域

熱海市、駿東郡小山町、御殿場市、沼津市、駿東郡長泉町、富士宮市、富士市及び静岡市清水区の国有林（別添地図参照）。ただし、豚熱の発生状況等により変更することがある。その際は、甲と乙が協議して決定する。

（2）離着陸場所

朝霧防災備蓄基地（静岡県富士宮市根原492番地）とするが、必要に応じて甲乙協議のうえ変更することができる。

3 委託期間等

（1）委託契約期間

委託契約期間は契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

（2）経口ワクチン空中散布時期

経口ワクチン空中散布時期は、原則、令和6年2月26日（月）から3月8日（金）までとする。なお、天候不順等により、運航が困難となった場合に備え、甲乙協議のうえあらかじめ予備日を設定する。

4 経口ワクチンの空中散布面積、数量及び散布方法

（1）空中散布面積 80k m²

（2）空中散布数量 4,000個

(3) 散布方法 クラスター散布を基本とする

no.	区分	市区町	散布面積(km ²)	散布個数(個)
①	国有林	熱海市	4	200
②	国有林	熱海市	2	100
③	国有林	駿東郡小山町	2	100
④	国有林	駿東郡小山町	8	400
⑤	国有林	御殿場市・駿東郡小山町	6	300
⑥	国有林	沼津市・駿東郡長泉町	10	500
⑦	国有林	富士宮市・富士市	39	1,950
⑧	国有林	静岡市清水区	9	450
計			80	4,000

5 経口ワクチンの空中散布に使用する航空機及び散布機材

- (1) ローターの下降流（ダウンウォッシュ）の影響が比較的軽微な、小型又は中型の回転翼機（ヘリコプター）であること。
- (2) 散布実施状況の把握、緊急事態等発生時の対処を適切に行うため、地上とヘリコプターの間で連絡可能であること。
- (3) その他「手引き」に則り、安全かつ効果的に空中散布できるよう、航空機及び散布機材を準備すること。

6 業務内容

(1) 航空法に基づく申請及び届出

- 乙は、運航日までに以下の申請、届出手続きを完了させる。
- ア 飛行場以外の場所（場外離着陸場）の離着陸の許可（航空法第79条ただし書）
 - イ 最低安全高度以下の高度の飛行の許可（航空法第81条ただし書）
 - ウ 物件投下の届出（航空法第89条ただし書）
 - エ その他、経口ワクチン空中散布に必要な申請及び届出

(2) 運航計画の作成

乙は、「手引き」に則り、運航計画（飛行ライン、飛行距離、各飛行ラインにおける所要時間、散布地点及び個数、空中散布の方法※、飛行高度、飛行速度、緊急事態等発生時の対応方針）を作成し、甲に提出する。あわせて、「手引き」に記載する散布密度のとおり経口ワクチンを散布するための方策についても記載すること。

なお、畜舎等の上空では、飛行音により家畜が混乱を起こす恐れがあるので、低空飛行や旋回を行わないよう留意し、運航航路を設定すること。

※ 空中散布の方法は、クラスター散布又はスポット散布とする。

ア クラスター散布

イノシシの生息場所等が具体的に特定されておらず、広域に経口ワクチンを空中散布することによって、イノシシが経口ワクチンを摂食する機会を増やすことが効果的である場合に、飛行経路を GPS 等で設定し、一定の飛行距離ごとに散布個数を設定して空中散布する方法（散布密度は、飛行経路間の距離によって調整する）。

イ スポット散布

イノシシの生息場所（寝床）、イノシシの獣道、山の鞍部、ヌタ場等、集中的に経口ワクチンを投下することが効果的な場合に、空中散布地点を GPS 等で設定し、設定した地点においてホバリング又は低速飛行を行い空中散布する方法。

（3）ヘリコプターによる上空からの事前調査（現地確認）と運航計画の修正

ア 乙は、ヘリコプターによる上空からの現地確認を実施し、空中散布日までに河川、沢、地形、散布経路、散布地点、人の居住地等、経口ワクチンの空中散布を避けるべき地域、並びにイノシシの生息するエリア、獣道等の経口ワクチンが摂食されやすい地点を確認する。なお、当該現地確認にあたっては、甲及び甲が必要と認める者がヘリコプターに同乗するものとする。

イ 乙は、現地確認の結果等に基づき、必要に応じて甲と協議のうえ運航計画を修正する。

（4）ヘリポートの安全対策

場外離着陸場を使用する場合、乙は、関係者以外立入禁止措置、ダウンウォッシュによる設備の飛散防止措置等、必要な安全対策を講ずる。

乙は、ヘリコプターの燃料を場外離着陸場周辺に設置・保管する場合は、関係諸法令に基づき、ヘリコプターから適切な位置に離隔して設置する。

（5）経口ワクチンの準備

ア 甲は、静岡県内の冷凍拠点施設にて、散布に必要な数量の経口ワクチンを管理する。
イ 甲は、経口ワクチン空中散布当日に県内冷凍拠点施設からヘリコプターの離着陸場まで冷蔵状態で運搬し、乙に手渡す。

（6）空中散布実施前の最終確認

乙は、「手引き」に則った方法により、空中散布実施前の最終確認を行う。

（7）空中散布の実施

乙は、空中散布当日、「手引き」に則った方法により、搭乗者に作業を履行させる。なお、甲及び甲が必要と認めた者が同乗することがある。

(8) 廃棄物の処理

本委託業務で発生した廃棄物は、乙が適切に処理する。

7 業務完了後の提出書類等

- (1) 乙は、空中散布日の一連の作業終了後、遂行状況（経口ワクチン空中散布個数、変更点、開始・終了時刻等）を甲に空中散布当日中に電話で報告する。また、万が一空中散布を避けるべき地点へ経口ワクチンを散布した場合は、その地点の情報を甲に詳細に報告する。
- (2) 乙は、飛行記録（GPS情報、飛行高度、飛行速度等）、当各地点の空中散布個数、空中散布の方法、空中散布時刻、空中散布時に撮影した散布地域の画像、空中散布を避けるべき地域への経口ワクチンの散布の状況、運航計画の策定に利用した資料、現地確認を踏まえた運航計画の修正事項、散布作業全体を通して改善を要する事項等の記録を全て電子媒体に保存し、散布完了の日から起算して7日を経過した日又は契約期間終了日のいずれか早い日までに甲へ送付する。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 乙は、委託業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合は、甲と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (2) 乙は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。ただし、業務を安全かつ効率的に行う上で必要と認められる場合は、甲と協議のうえ、適切に対応する。

9 その他

- (1) 運航に当たって、乙は、航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）、その他関係法令を遵守し、地上及び上空において人員、物件及びヘリコプターに危害を及ぼすことがないよう必要な措置を講じるとともに、誠意をもって適切に業務を遂行すること。
- (2) ヘリコプターに不具合が生じた場合、地上の人員・物件に対し危害が及んだ場合等の緊急事態等発生時において、速やかに関係機関等に連絡し、迅速に対処できるよう、乙は、事前に関係連絡先、対応方針を明確にすること。
- (3) 運航中、問題、事故、支障が生じた場合は、乙は甲に直ちに連絡するとともに、事故の際は書面にて詳細を報告すること。
- (4) 豚熱の発生予防やヘリコプターの運航上の安全確保のために、甲が特に必要と判断した場合、本仕様書に定める事項を変更することがある。